改正後協定実施特例政令第三十六条第一項第一号ハ(2)	月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつた期間を有する場合にあつては、その期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）	月数

（相手国期間を有する退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等に関する経過措置）

第百二十条　相手国期間（改正後協定実施特例法第二条第五号に規定する相手国期間をいう。次項において同じ。）を有する者であって、改正前国共済年金のうち退職共済年金若しくは障害共済年金、改正前地共済年金のうち退職共済年金若しくは障害共済年金又は改正前私学共済年金のうち退職共済年金若しくは障害共済年金の受給権者（退職共済年金の受給権者にあっては、昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。）である者の配偶者に対し、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後協定実施特例法第二条第十号	老齢厚生年金の受給権者	当該老齢厚生年金
改正後協定実施特例法第十三条第一項第一号	老齢厚生年金の受給権者（第十条第二項）	当該老齢厚生年金又は退職共済年金
改正後協定実施特例法第十三条第一項第三号	老齢厚生年金の受給権者（次項第三号において「特例による障害厚生年金」という。）	この法律

老齢厚生年金の受給権者	当該老齢厚生年金	この法律
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条及び第十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「改正前国共済法」という。）による退職共済年金若しくは障害共済年金、改正前地共済法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は改正前私学共済法による退職共済年金若しくは障害共済年金（以下この条において「改正前私学共済法」という。）による年金たる保険給付（以下この条において「年金たる保険給付」という。）の受給権者	当該老齢厚生年金又は退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の平成二十四年一元化法附則第百二十一条第二項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法第十一条第二項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法第十条第二項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法第十条第一項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法第十条第一項の政令で定める相手国期間は、次の表の第一欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する期間の計算の基礎となっている月に係るものを除くものとし、同欄に掲げる場合における協定実施特例政令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間又は同表一の項の第一欄に掲げる場合における同条第四十一号に規定する特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあってはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあってはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）
得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）	得た額	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法
又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十一条の平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条の平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定により有するものとされた平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものに限る。）次項第三号において「特例による障害給付	特例による障害厚生年金	第五十一条又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定に基づく平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十一条第四項
特例による障害厚生年金	特例による障害給付	第五十一条

改正後協定実施特例政令第三十六条第一項第一号	老齢厚生年金	老齢厚生年金保険の被保険者であった期間	第一号厚生年金被保険者期間又は平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間若しくは同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済組合加入者期間
		月数を合算した月数	特例による障害給付
改正後協定実施特例法第十条第一項第三号	特例による障害厚生年金		第五十一条
改正後協定実施特例法第十条第二項第三号イ(2)	特例による障害厚生年金		第五十一条又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十一条第四項
改正後協定実施特例政令第三十三条第二号	第二号厚生年金被保険者期間		旧国家公務員共済組合員期間
改正後協定実施特例政令第三十三条第三号	第三号厚生年金被保険者期間		旧地方公務員共済組合員期間
改正後協定実施特例政令第三十三条第四号	第四号厚生年金被保険者期間		旧私立学校教職員共済加入者期間